

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第3種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◆規則 鳥取県庁事務専決の特例に関する規則

選管告示

立会演説会の開催計画に関する協議会の開催
第三回鳥取県選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

鳥取県庁事務専決の特例に関する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会 委員長 遠藤茂

鳥取県規則第五号

鳥取県庁事務専決の特例に関する規則

鳥取県規則第七十七号)に定める副知事専決事項は、この
取県規則第七十七号)

規程の規定にかかわらず、当分の間総務部長専決事項とする。但し、この特例による総務部長専決事項にかかる事務で、総務部長が出張その他の事由により不在のため決裁を受けることができないときは、主務部長が代決するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、副知事選任の日の前日まで効力を有する。

選挙管理委員会告示

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第三項の規定に基き、衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関する意見を聴くため、次の日時及び場所に県内に主たる事務所を有する政党又はその支部その他関係人の参加を求める。

昭和三十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

昭和30年1月26日 水曜日 鳥取県公報(号外)第6号

鳥取県選舉管理委員会告示第五号

第三回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年一月二十六日

一 日 時 一月二十九日 午前十時
二 場 所 鳥取県議事堂第三會議室
三 付議すべき事件

- 1 衆議院議員総選挙の執行に関する件
- 2 最高裁判官国民審査の執行に関する件
- 3 開票区の決定に関する件
- 4 衆議院議員総選挙に際して行う立会演説会開催
計画の決定に関する件
- 5 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發 行 日 火、金

印 發 行 鳥 取 県 島 取 市 東 町
刷 働 者 島 取 市 東 町
所 在 島 取 市 東 町
鳥 取 県 印 刷 所